

### 3. 行政への質問及び回答

**問①** マイナンバーのセキュリティ対策は大丈夫でしょうか？

**答①** マイナンバーのセキュリティ対策については、システム面、制度面及び個人番号カードの交付に対し、様々な安全策を講じています。

庁内のシステム上でマイナンバーを扱う機器のネットワークは、インターネットに接続されたネットワークとは物理的に分離されているため、マイナンバーがインターネット上に流出することはありません。

また、個人情報のデータベースはマイナンバーとは別のデータベースで管理し、マイナンバーによる一元管理ができませんようになっています。

平成29年度から始まる行政機関同士の情報のやり取りについては、全国一律に「情報提供ネットワークシステム」を利用するため、照会には個人番号ではなく一時的に生成される符号が用いられ、行政専用の回線を利用するなどシステム上の安全措置を行います。

制度面では、マイナンバーが法律に定められた目的以外に使えないことはもちろん、市が取り扱う特定個人情報、システム上保護される仕組みになっているか事前に評価し、さらに、その情報が国の機関である「特定個人情報保護委員会」が規定を順守しているかどうか確認した後でなければ、マイナンバーによる情報のやり取りはできないなどの保護措置を行っています。

また、個人番号カードの交付窓口を設置するにあたり、個人情報を保護するために、パーテーションの設置やお客様とお客様の間仕切りを設けるなど、プライバシーにも配慮し、また、個人番号カードをお受け取りに来られた方が、申請者本人であることを確認するための顔認証を導入するなど、個人番号カードの交付に対しても、万全な体制で臨みたいと考えております。

**問②** 市役所にエレベーターが設置されましたが、本来、高齢者や障害者などが利用するものだと思う。もし、市民より職員が多く使うとしたら、それは違うと思います。使用基準はありますか？

**答②** 市庁舎のバリアフリー化を目指し、市民や議会からの要望もあり、市役所本館に待望のエレベーターが完成し、平成27年10月1日から利用を開始しました。

エレベーターの設置により、来庁する市民、特に高齢者や車椅子・ベビーカーの利用者、妊婦さんや荷物の多い人の不便さが解消されるなど、市民の皆様のご利便性が向上しました。「荷物が多いうきに助かります。静かで快適な乗り心地です。」などのお言葉をいただいております。

ご質問の、職員の利用については、緊急時や荷物運搬の場合など、特別な場合を除いて、階段を利用するように周知・徹底をさせ、あくまで来庁者の

ためのエレベーターとして稼働しています。

**問③** 民生委員、保健推進員などのなり手がいないのが現状です。どのような対策を取っているのでしょうか。

**答③** 民生委員については、これまでも県から支給される標準の活動費に加え、市独自の活動費を支給するとともに、民生委員児童委員協議会に毎月職員を出席させ、併せてさまざまな福祉制度に関する説明会を開催するなどのサポート体制を取ってきたところです。

今後は、委員定数の見直しや活動内容を積極的に地域住民へ周知するなど、これまで以上に活動しやすい環境づくりを推進し、なり手不足の解消に取り組んでいきたいと考えています。

保健推進員（定員145名）の確保に関する対策については、いくつかの方法で定員の確保に努めているところです。

(1) 区長からの推薦をいただくこととしているため、3年任期の最終年に当たる3年目に、館山市町内会連合協議会理事会などの場を借りてご説明・ご依頼をさせていただいています。

(2) 現役の保健推進員の方に継続して活動いただけるようお願い・または退任される場合には担当地区の区長さんとも連携し、適任者を探していただけるようお願いをしているところです。

説明の内容としては、保健推進員について、経験者からの意見も交え、活動の楽しさも伝えながら、その業務内容を詳しく説明し、地域の保健・市民の健康に関する役割の重要性をお伝えしているところです。

市としては、保健推進員の皆様の活動は、地域に密着した活動であり、希薄になりつつあるコミュニティのつながりを強化できるものだと考えておりますので、できるだけ多くの市民に、また、長く保健推進員として活動いただけるようお願いしているところです。